

P A Z 内の施設敷地緊急事態における主な対応について

1. 警戒事態、施設敷地緊急事態における対応について

- 警戒事態で、松江市は、住民広報、一時集結所の開設準備を行い、島根県に対して避難用車両等の手配を依頼。また、島根県は避難経路所等の開設準備要請を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者等は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、松江市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者のうち、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難経路所を経由して避難先へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は安全に避難できる準備が整うまで屋内退避を実施。

2. 住民への情報伝達について

- 市災害対策本部はテレビ・ラジオ、ホームページ、緊急速報メールサービス等を、支所・地区災害対策本部は防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

3. 学校・保育所等の児童等の避難について

- 警戒事態になった時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）し、保護者への引渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった若しくは同事態となることが見込まれる場合、保護者への引渡しを継続するため、引渡し場所をP A Z外の緊急退避所に変更し、引渡しを継続。保護者は、避難の準備を整えた上で引渡しを受け、避難指示があるまで緊急退避所にて待機。
- 全面緊急事態になった場合、児童等の引取りが必要な保護者は引取り後、避難先に避難。

4. 医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難について

- 医療機関については、島根県があらかじめ選定した県内災害拠点病院3施設から優先し、避難先を調整。
- 社会福祉施設については、島根県が大田市や奥出雲町の広域福祉避難所から避難先を調整。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設で、安全に避難できる準備が整うまで屋内退避を実施。

5. 在宅の避難行動要支援者の避難について

- 在宅の避難行動要支援者のうち、避難に時間がかかるため施設敷地緊急事態で避難等を実施すべきと把握した者について、施設敷地緊急事態で避難等を実施。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難できる準備が整い次第、避難を実施。

6. 輸送能力の確保について

- 教育機関、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難等のために、必要車両台数を確保。

「今後取り組む主な課題」への取組状況

島根県防災部原子力安全対策課
(原子力防災対策室)

第 22 回作業部会において、島根県から「今後取り組む主な課題」として報告した課題への取組状況を、以下のとおり報告する。

1. 「今後取り組む主な課題」としていた課題

- (1) 避難行動要支援者が円滑に避難できるよう福祉車両の追加的確保を検討
- (2) 災害時における住民への避難情報等の提供手法を検討

2. 課題への取組状況

(1) 福祉車両の追加的確保の検討

①概要

県内社会福祉施設、中国地方のタクシー会社が保有する車両で必要車両数が確保されている中、福祉車両の追加的確保を検討

②理由

- ・ 万が一の原子力災害時に要支援者の避難を迅速・確実に行うため
- ・ また、特にストレッチャー車両の余裕度を向上させるため

(2) 避難情報等の提供手法の検討

①概要

避難ルート等の情報を県民により分かりやすく、視覚的に伝える手段として、地図上に避難ルート等を表示するウェブサイト「島根県避難ルートマップ」を新たに構築

②システム概要

- ・ 各種端末（パソコン、スマートフォン、タブレット）で表示が可能
- ・ 広域避難計画に基づき、地図上に住民の避難先（避難経由所）及び避難ルートを表示
- ・ 「お知らせ機能」により避難指示など県からの情報の提供が可能
- ・ 災害の影響により、計画に定められた避難ルートが通行止めになった場合でも、通行可能な代替ルートの設定、通行止め情報の提供が可能

③公開日

4月21日（水）

④URL

<https://shimane-hinan-map.jp/>